

「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の改正
(赤字は意見募集時からの修正)

Ⅱ－２ 財務の健全性等

Ⅱ－２－２ 純資産額及び純資産額規制比率の正確性
に、下線部を挿入する。

純資産額及び純資産額規制比率の算出の正確性については、法第193条第2項及び規則第38条の規定を十分に踏まえ、検証することとする。

また、市場リスク相当額及び取引先リスク相当額については、規則第99条の規定に基づく主務大臣の定めるところにより算定した額を、以下の点に留意の上、業務の態様に応じた合理的な方法により、毎営業日、把握しているかを確認するものとする。

なお、第一種金融商品取引業を兼業する商品先物取引業者が、規則第100条第2項(改正省令案の概要2.(1)参照。)の規定に基づき純資産額規制比率として金融商品取引法(以下「金商法」という。)第46条の6に規定する自己資本規制比率を届け出る際に用いる書面の様式は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第56条の2第1項の規定に基づき提出する「モニタリング調査表」における自己資本規制比率に係る様式とする。

上記の場合並びに規則第99条第2項ただし書(改正省令案の概要2.(1)参照。)の規定に基づき市場リスク相当額及び取引先リスク相当額を把握する場合及び規則第100条第7項ただし書(改正省令案の概要2.(1)参照。)の規定に基づき自己資本規制比率の状況を把握する場合における算出の正確性に関する管理態勢については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の該当項目を参照するものとする。

(1)～(3) (略)

II-4-3 勧誘・説明等の体制

II-4-3-1 勧誘等における禁止事項

(5) 不招請勧誘の禁止（法第214条第9号）

に、以下を挿入する。

⑥ 金商法における市場デリバティブ取引の経験者に対する勧誘

~~顧客に対して~~金商法上の市場デリバティブ取引の契約を締結した結果、~~顧客が当該取引を行い、形式的には規則第102条の2第3号に規定する契約に係る継続的取引関係（勧誘の前1年以内に複数回実際に行っていること又は勧誘の日に未決済の取引残高を有することをいう。）にあると認められる顧客（同条柱書に規定する顧客に限る。）と認められる場合~~であっても、顧客の知識、~~経験~~、~~財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行っている等に照らして、実質的に不招請勧誘の禁止規定の潜脱となる場合には、法第215条の「適合性の原則」の観点から認められないと考えられる。~~

~~例えば、次に掲げる勧誘は法第215条の規定に違反する可能性がある。~~

~~イ。顧客が金商法上の市場デリバティブ取引を最初に行ってから商品先物取引の勧誘に及ぶまでの期間が、数時間から数日といった極めて短い場合~~

~~ロ。金商法上の市場デリバティブ取引を行っているものの、当該取引に関する知識・経験等につき、取引の経験が無い者と同等に低い場合~~

以上を踏まえ、顧客が、金商法上の市場デリバティブ取引の経験を通じて、デリバティブ取引に生じうるリスクや、自己責任の下で取引を行うべきことが理解できていることを、顧客の取引履歴、市場デリバティブ取引に関する業務記録及び顧客の審査記録等から十分に見極めること。その上で、商品先物取引の勧誘に当たっても、適合性の確認は、II-4-2（~~2-4~~）②ロにかかわらず、改めて厳格な業者内審査手続により行うよう管理体制を整え、当該管理体制を社内へ周知徹底するとともに、外務員への指導・教育等の対応を図ること。

Ⅲ－２ 取引一任契約等

の後に、以下を挿入する。

Ⅲ－３ プログラム自動取引を受託する場合の留意事項

商品先物取引業者が、顧客からプログラム自動取引（あらかじめ設定したコンピュータ・プログラムにより注文指示を自動で行う取引をいう。以下同じ。）を受託する場合には、売買取引が当該顧客の個別の注文によることなく、自動的に売買の注文がなされるため、当該取引により生じうるリスクについて十分理解しないままプログラム自動取引を行うこと及び過当な取引等により顧客の利益を不当に侵害することのないよう、書面の交付及び説明並びに広告等について万全の対策を講じるとともに、十分な社内管理体制を構築する必要がある。

したがって、プログラム自動取引を受託する商品先物取引業者は、以下の（１）から（３）に留意する必要がある。また、広告等については、以下の事項の他、Ⅱ－４－３－６に掲げる事項にも留意する必要がある。

（１）プログラム自動取引を受託する場合の交付書面及び広告等の記載事項及び説明事項

商品先物取引業者は、プログラム自動取引を開始する顧客に対して、あらかじめ交付する書面（電磁的方法による場合を含む。）及び広告等に次の事項を含めることとし、顧客に対して十分説明し、その内容を理解していることを確認するものとする。

なお、規則第102条第1項第4号（改正省令案の概要2.（2）参照。）に規定する「当該契約のプログラム売買に関する概要等その他の参考となるべき事項」とは次の事項を含むものとする。

① 受託するプログラム自動取引の概要

- イ. プログラム自動取引の仕組み
- ロ. プログラム自動取引における手数料、システム利用料及びその決定の方法
- ハ. プログラム自動取引の最中であっても、プログラムによらない顧客の任意の判断に基づく取引注文及び当該顧客の取引に係るプログラムの稼働の停止が可能であること。

② 顧客が予想しない損失を被る可能性の教示

- イ. プログラム自動取引により、顧客が想定する許容範囲を超える損失や手数料負担（定額制や上限制の場合は除く。）が発生する可能性があること。
- ロ. 取引注文が、必ずしも、プログラムに従い取引注文を発注する条件どおりに約定しない可能性があること。
- ハ. 複数のプログラムを組み合わせて使用する場合には、顧客の損失が増幅される可能性があること。

ニ. 顧客が採用しているプログラムの内容が予告なく変更される可能性がある場合にはその旨

③ 損失増大等の弊害を防止する措置

- イ. プログラムの設定上、一定の条件の下、建玉の未決済損失が口座残高の一定割合となった場合における全建玉の強制決済（以下「強制ロスカット取引」という。）の可能性のあること。プログラムの設定にかかわらず、商品先物取引業者が一定の条件により強制ロスカット取引の執行を行う場合にはその旨及び内容
- ロ. 顧客の資産状況等に応じて建玉制限を設定する場合にはその旨及び内容

- ハ. システム障害発生時には取引受託の対応方法を切り替える場合があること、その他
決済条件の変更がある場合にはその旨

④ 責任範囲

プログラム自動取引の執行に瑕疵があった場合において、商品先物取引業者が負う責任の範囲を明確に定め、その場合は消費者契約法等を踏まえ、免責事項について顧客の利益を一方的に害する内容でないものとする。

(2) プログラム自動取引を受託する場合に整備すべき社内管理体制

商品先物取引業者は、特に個人顧客が当該取引により生じるリスクについて十分理解しないまま取引を行わせないように、以下の点に留意して弊害防止措置を講じるとともに、役職員（外務員を含む。）及び規則第103条第1項第13号の規定を踏まえ管理する電子情報処理組織に対し、第102条第3項の規定に基づき当該措置の遵守を徹底する管理体制を確保していること。

① 適合性の確認

- イ. 既に商品取引契約を締結している顧客であっても、プログラム自動取引の開始の適否を判断する前提となる、インターネットによる電子取引及びプログラム自動取引の仕組み等に関する一定程度の知識を有しない顧客に対し、十分な理解が得られるよう説明をしないままプログラム自動取引を開始させていないか。
- ロ. プログラム自動取引を開始するにあたり、顧客が十分な資金的余裕を持っているか。また、顧客自ら適切に証拠金等の資金管理を行えるよう、顧客に対し十分な情報を提供しているか。

② 業者内審査手続等

- イ. 商品先物取引業者の管理部門は、顧客に対して、プログラム自動取引のリスクを踏まえた自己責任による取引の理解度について審査し、顧客の明確な意思を確認した上で、~~総括管理責任者がこれを決裁しているか。~~その上で、顧客に対しプログラム自動取引の開始のための情報を通知することによって、初めてプログラム自動取引の導入が可能となるようにシステムを設定しているか。
- ロ. プログラム自動取引の受託について、他の商品先物取引と異なる内容があれば、その内容について社内規程に明記しているか。
- ハ. プログラム自動取引の受託に関する業務の遂行方法について、規則第80条第1項第6号及び第82条第1項第4号の規定に基づき主務大臣に提出する「商品先物取引業を遂行するための方法」に記載しているか。
- ニ. 法定帳簿等及び顧客に対する取引成立の通知の記載において、プログラム自動取引であることを明確に識別させているか。

③ その他

- イ. 顧客がプログラム自動取引の停止を希望した場合は、直ちにプログラム自動取引を停止するための措置を講じているか。
- ロ. 商品先物取引業者とプログラム提供者又は設計者との間に資本関係 又は人的関係等がある場合、顧客と商品先物取引業者の間に利益相反が起こるようなプログラムの設

計又は開発を防止する措置を講じているか。

~~ハ、プログラムの内容の変更について、プログラムの作動に影響する等の重大な変更が行われる場合には、顧客に対しあらかじめ十分に注意喚起する体制を整備しているか。~~

(3) 追加的な留意事項

(1) 及び(2)に加え、商品先物取引業者は、次の①及び②又はそのいずれかに該当する場合は、以下の事項に留意する必要がある。

① 商品先物取引業者が特定のプログラムの推奨・紹介・貸与・販売・設計等(注)(以下「推奨等」という。)に關与している場合

(注) プログラムを提供する業者を推奨・紹介することは「特定のプログラムの推奨等」には該当せず、②に該当する。

商品先物取引業者は、顧客に対して交付する書面(電磁的方法による場合を含む。)及び広告等には、(1)の事項に加え、次の事項を記載することとし、顧客に対して十分説明するものとする。

イ. 推奨等を行うプログラムの発注条件(変更があった場合にはその概要)

ロ. プログラム毎の過去一定期間(対象とした期間を明示すること。)における実績等(注)
例えば、期間損益(割合)、取引回数、最大損失額(割合)、損益の実現の割合、損益それぞれの合計値・平均値、標準偏差、騰落幅等。

(注) この場合においては、過去の運用実績が将来の運用成績を保証するものでないことに注意しなければならず、その旨を顧客に対して交付する書面及び広告等に記載し、顧客に対して説明しなければならない。また、特に利益率等が高い期間を用いて、恣意的に示すことは許されない。

~~また、~~商品先物取引業者は、プログラムに係る顧客の苦情等について、適切な苦情相談体制を確保しなければならない。この場合、顧客から商品先物取引業者への直接の連絡窓口を設けることが不可欠であり、さらに必要に応じて、当該プログラム提供業者の連絡先を商品先物取引業者が明示することが望ましい。

また、プログラムの内容の変更について、プログラムの作動に影響する等の重大な変更が行われる場合には、顧客に対しあらかじめ十分に注意喚起する体制を整備しなければならない。

② 商品先物取引業者が特定のプラットフォーム提供業者の推奨又は紹介に關与している場合

商品先物取引業者又は顧客に対しプログラムを作動させるためのプラットフォーム(プログラムを含むソフトウェアを集積する特定の情報処理システムをいう。)を提供する第三者(以下「プラットフォーム提供業者」という。)がおり、商品先物取引業者が顧客に対して、自らのサービスとして当該プラットフォーム提供業者の利用を推奨又は紹介する等の何らかの關与が認められる場合には、商品先物取引業者は、顧客保護の観点から、以下の点に留意する必要がある。なお、以下の点はあくまで一般的な着眼点であり、委託事務の形態・内容等に応じて、追加的に検証を必要とする場合があることに留意する。

イ. 推奨・紹介するプラットフォーム提供業者と商品先物取引業者が負う責任の範囲を

明確に定め、顧客に対して交付する書面に記載し、顧客に対して説明しているか。

ロ. プラットフォームに係る顧客の苦情等について、商品先物取引業者は、プラットフォーム提供者との間における上記の責任の範囲に応じ、適切な苦情相談体制を確保しなければならない。この場合、顧客から商品先物取引業者への直接の連絡窓口を設け、又は当該プラットフォーム提供者の連絡先を商品先物取引業者が明示するものとする。

ハ. プラットフォームの内容の変更に伴って、プログラムの作動に影響する等の重大な変更が行われる場合には、顧客に対しあらかじめ十分に注意喚起する体制を整備しなければならない。